

川崎市の改革 地域、行政区を中心とした市政へ

(事務局)

先日、地方自治法の改正が閣議決定されましたね。

(堀添)

はい。昨年6月に出された「第30次地方制度調査会答申」に基づいたもので、川崎市のような政令指定都市に直接関わるものも含まれています。

とくに私が注目するのは、現在の行政区を「総合区」に格上げすることができるようになるという点です。「総合区」では、区長は一般の職員ではなく、副市長などと同じ特別職となり、市議会の同意を経て4年の任期で就任することになります。総合区長は、区職員の任命権を持つとともに、区内の事務事業に関する関連予算について、市長に意見を述べることも可能になります。

総合区長は選挙によって選ばれるわけではありませんので、権限も当然その枠内でのものとなりますが、それでも私が以前から主張してきた「行政区を中心とした市政運営」へ、大きく一歩近づけると思います。

(事務局)

なぜ行政区を中心とした市政運営にする必要があるのですか。

(堀添)

本市が大きく発展してきたからです。すでに川崎市の人口は145万人を超えており、これは都道府県と同じ規模と言えます。当然、各行政区ごとに地域住民の置かれている状況や課題、市政に対する要望も違ってきており、それらに的確にこたえていくためには、少なくとも行政区を単位とした政策策定・決定の機能を抜本的に強化しなければならないと考えるからです。

都道府県と同じ規模となった川崎市

47都道府県のうち、23県は川崎市よりも人口が少ない。

川崎市	145万人	宮崎県	112
山口県	142	富山県	108
滋賀県	142	秋田県	105
沖縄県	142	香川県	99
愛媛県	141	和歌山県	98
長崎県	140	山梨県	85
奈良県	138	佐賀県	84
青森県	134	福井県	79
岩手県	129	徳島県	77
大分県	118	高知県	75
石川県	116	島根県	70
山形県	114	鳥取県	58

さらに言えば、これからの基礎自治体は、直接の利害関係者である住民自身が決定に関わるとともに、その結果を担っていくという「住民自治」を基本に運営せざるをえなくなると思うからです。

そのためには、多くの市民が一度も行ったことがないような市役所ではなく、より身近な区役所において政策を策定し、調整し、決定するということが必要ではないでしょうか。

限られた予算をどう使うのか。その決定を行政や市議会にお任せするのではなく、地域住民がきちんと関わっていく、そのことを通じて、お互いが支えあう地域づくりもできるのだと思います。

(事務局)

ありがとうございました。



- 1963(昭和38)年2月6日、高津区に生まれ、高津小学校出身。桐朋中学、高校を経て東京工業大学を卒業。
- 東京都三鷹市で9年間、地域情報化やプライバシー保護等に従事。
- セブーンイレブン本部での情報システム構築をはじめ、ITを活用したシステムづくりに従事。
- 2003年4月、川崎市議会議員に初当選。
- 2007年4月、同2期目当選。
- 2011年4月、同3期目挑戦するも惜敗。
- 民主党神奈川18総支部 常任幹事
- 民主党神奈川県政策委員
- 川崎地方自治研究センター客員研究員
- 経済産業省 システム監査技術者
- 妻と長女の3人家族 下作延在住

「地方分権」は必要か？

第二次安倍内閣が誕生してから丸一年が経過しましたが、安倍政権で変わったことの一つに地方分権の取り組みがあります。1995年に成立した地方分権推進法以来、曲がりなりにも「国から地方へ」の改革は途絶えることなく進められてきましたが、この流れが実質的に停滞状態となりつつあります。

なぜ地方分権が必要なのか。そこから改めて整理していかなければならないと思います。

多くの市民にとって「地方分権」は、興味をもちにくいテーマの一つです。単なる国と地方の役人・政治家の権限争いであれば、正直どちらでも関係ないですよ、ということなのだと思います。

地方分権に意味があるのは、主権者である地域住民が、ルール作りや税金の使い方に直接関わることができるからだ、私は思います。とりわけ急速に高齢化が進行している状況では、地域住民は単なる行政サービスの受け手ではなく、地域運営の担い手としての役割も果たしていかなければなりません。住民自治を進化・深化させるために団体自治の強化が必要であり、そのことをきちんと意識するこ

となしに、中央集権化への流れを変えることは難しいのではないのでしょうか。

住民自治を深化させていくことは、基礎自治体であると同時に広域行政にも携わる指定都市において、とくに意識していく必要があると思います。

昭和の時代には川崎市を含め全国で10の指定都市がありましたが、その数は平成15年以降急増し、現在は合計で20市となっています。単純に指定都市の人口を合算すると、すでに2700万人を超えており、これに東京都特別区の人口を加えると、日本に住む人全体の1/3近くにもなります。

こうした大都市において顕著にみられる「コミュニティ機能の低下」は、全国的にも重要な課題として認識されつつあります。たとえば昨年6月に安倍総理に出された「第30次地方制度調査会（西尾勝会長）」の答申でも、大都市制度改革の柱の一つとして住民自治強化の必要性が指摘されています。この中では指定都市における住民自治を強化するために、**都市内分権をすすめる行政区の役割を大幅に拡充すること**を提言しています。区長を副市長と同様に4年任期

の特別職とし、市長から独立した人事や予算等の権限を付与することや、区教育委員会等の設置も検討すべきとされています。

同様に市議会についても、区長の権限に関する事務の調査や、区に係る議案や請願等の審査をするために、区選出市議会議員を構成員とする常任委員会を設置することも答申の中には含まれていました。

なお、地方制度調査会の議論の中では、区長の公選職化や区議会の設置なども議論すべき項目の一つとしてあげられており、かなり踏み込んだ内容であったように思います。その背景には、指定都市における住民自治の希薄化に対する強い危機感があり、そうした受け止め方については私も共感するところです。

地方制度調査会の答申を受け、3月には地方自治法の改正案も閣議で決定されました。最終的にどう改正されるかは、これからの国会での審議にかかっていますが、**現在の法制度の中でもできることは決して少なくありません**。あるべき基礎自治体の役割と住民自治のあり方について考え整理し、一つ一つ丁寧に取り組んでいくことが必要であると思います。

連載コラム 川崎と高津の地名（No.21）

参考：上田恒三著「高津村風土記稿」
日本地名研究所編「川崎の町名」

「久地」の由来

この地には弥生時代末期の集落遺跡があり、また古墳時代の方形周溝墓や高塚古墳をはじめ、多数の横穴墓も発掘されていることから、かなり古い時代に拓かれた土地であることがわかっています。

地名の由来は諸説があります。ここが溝の口村の入り口にあたることからクチがグチに転訛したという説、多摩川のたび重なる流路変遷によって河岸がクジ（えぐ）られたことにちなむという説、南側の急崖地形からおこったという説、さらには比丘尼をまつた弁天社があったことからピクニが転訛してクジとなった、

と言う説もあります。いずれにせよ、歴史のある地域といえます。

久地村は、徳川家康が江戸に入った1590（天正18）年に徳川家領となり、明治22年の市制・町村制において高津村大字久地となりました。



毎週、最新ニュースを駅頭でお配りしています。

雨天決行

月曜日：津田山駅 水曜日：溝口駅南口 金曜日：梶が谷駅 / 午前7時～8時半